

専決第4号

令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第2号）の
専決処分について

令和7年度霧島市の一般会計補正予算（第2号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月14日
霧島市長 中重 真一



令和 7 年度

一般会計補正予算（第 2 号）

霧 島 市

令和 7 年度 霧島市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度霧島市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2, 6 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 1, 1 6 0, 1 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

[illegible]

歲出

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度

一般会計補正予算（第 2 号）
に 関 す る 説 明 書

霧 島 市

歳入歳出予算事項別明細書

[illegible]

(単位：千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			62,613
			62,613

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2. 歳 入

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

3. 歳 出

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	主 な 事 業
区 分	金 額		
12 委託料	48,502		火山活動対策事業 62,613
13 使用料及び 賃借料	14,111		